

宇都宮市の保育所における
質の向上のためのアクションプログラムⅡ



宇都宮市子ども部保育課
令和2年 3月

目 次

I 宇都宮市の保育所における

質の向上のためのアクションプログラムの策定について

1. 背景及び趣旨 1
2. 位置付け 5
3. 計画期間 5
4. 保育の質を高めるための基本的事項 5

II 保育の質の向上に関する施策の展開

- 基本施策 1 保育実践の改善・向上 7
- 基本施策 2 子どもの健康と安全確保 11
- 基本施策 3 保育士の資質・専門性の向上 16
- 基本施策 4 保育を支える基盤の強化 19
- 保育所等職員研修体系図 22

I 宇都宮市の保育所におけるアクションプログラムの策定について

1. 背景及び趣旨

平成20年3月の保育所保育指針の改定において、認可保育所等における保育内容の質を高める取組の充実・強化がより一層求められ、本市においては、国や本市の子育て環境等を踏まえ、平成22年3月に、宇都宮市次世代育成支援行動計画「宮っこ子育ち・子育て応援プラン」を策定し、その基本施策に「すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実」を位置づけ、その取り組みの一つとして、「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定しました。

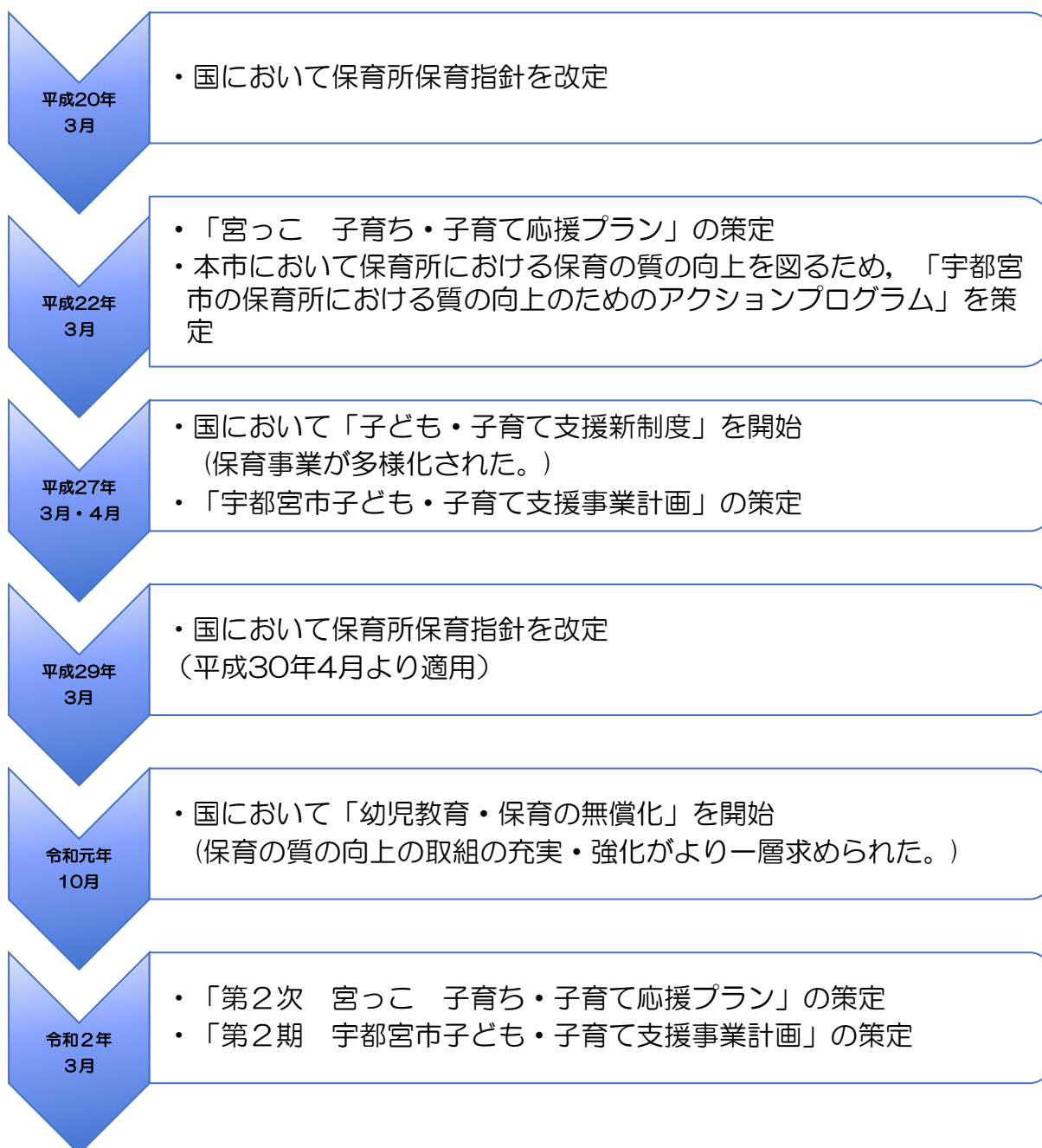
その後、平成27年4月には、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた多様かつ、質の高い教育・保育、子育て支援を総合的に推進するため「子ども・子育て支援新制度」が施行され、0・1・2歳児を中心に保育所利用児童数が大幅に増加するとともに、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行等を背景として、子育て・子育てに係る様々な課題が顕在化してきました。また、様々な研究成果の蓄積により、乳幼児期における自尊心や自己制御、忍耐力といった主に社会情動的側面における育ちが、大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかとなってきました。

これらの知見に基づき、保育所において、保育士等や他の子どもたちと関わる経験やそのあり方は、乳幼児期以降も長期にわたって、様々な面において個人ひいては社会全体に大きな影響を与えるものとして、その重要性に対する認識が高まっています。

これらのことを背景として、保育所が果たす社会的な役割は、近年より一層重視されていることなどを踏まえ、新たな保育指針が、平成30年4月1日より適用されることとなりました。

こうした保育を取り巻く環境等の変化に、迅速かつ的確に対応し、全ての保育施設

が、より質の高い保育が提供できるよう、「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の検証をおこなうとともに、新たな「保育所保育指針」を踏まえた取り組むべき課題等を整理し、それに対応した基本施策と具体的取組をまとめた「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラムⅡ」を策定しました。



保育所保育指針改定のポイント

【ポイント1】

乳児・3歳未満児の記載の充実

・この時期の保育の重要性、0歳から2歳児の利用率の上昇を踏まえ、3歳児以上の保育の内容に加え、新たに0歳から2歳児の保育の内容が記載された。

⇒ 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」、精神的発達の視点「身近なものとかかわり感性が育つ」を踏まえた保育を実践する。

【ポイント2】

幼児教育の積極的な位置づけ

・保育所、幼稚園、認定こども園との整合性を図り、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した保育内容や、保育の計画・評価のあり方について記載された。

⇒ 幼児教育について理解を深めるとともに、保育所の生活の全体を通し、保育が総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成し計画に基づき保育を実施する。また、保育実践を振り返りそ

【ポイント3】

健康及び安全の記載の見直し

・アレルギー疾患への配慮など乳幼児一人一人に応じた健康支援や食育の推進、災害発生時などの安全な保育環境の確保等に関して、記載内容が見直された。

⇒ 重大事故の予防や事故後の適切な対応を行うことができる力を養う。また、災害発生時を想定した体制づくりを行う。

【ポイント4】

「子育て支援」の章を新設

・保育所が行う地域への子育て支援の役割も重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章が「子育て支援」に改められた。また、特別な対応が必要な家庭への個別支援に関する事項が新たに記載された。

⇒ 家庭の実情を踏まえ、保護者や子どものプライバシーを守りながら、地域の関係機関との連携や協力によって子育て支援を行う。

【ポイント5】

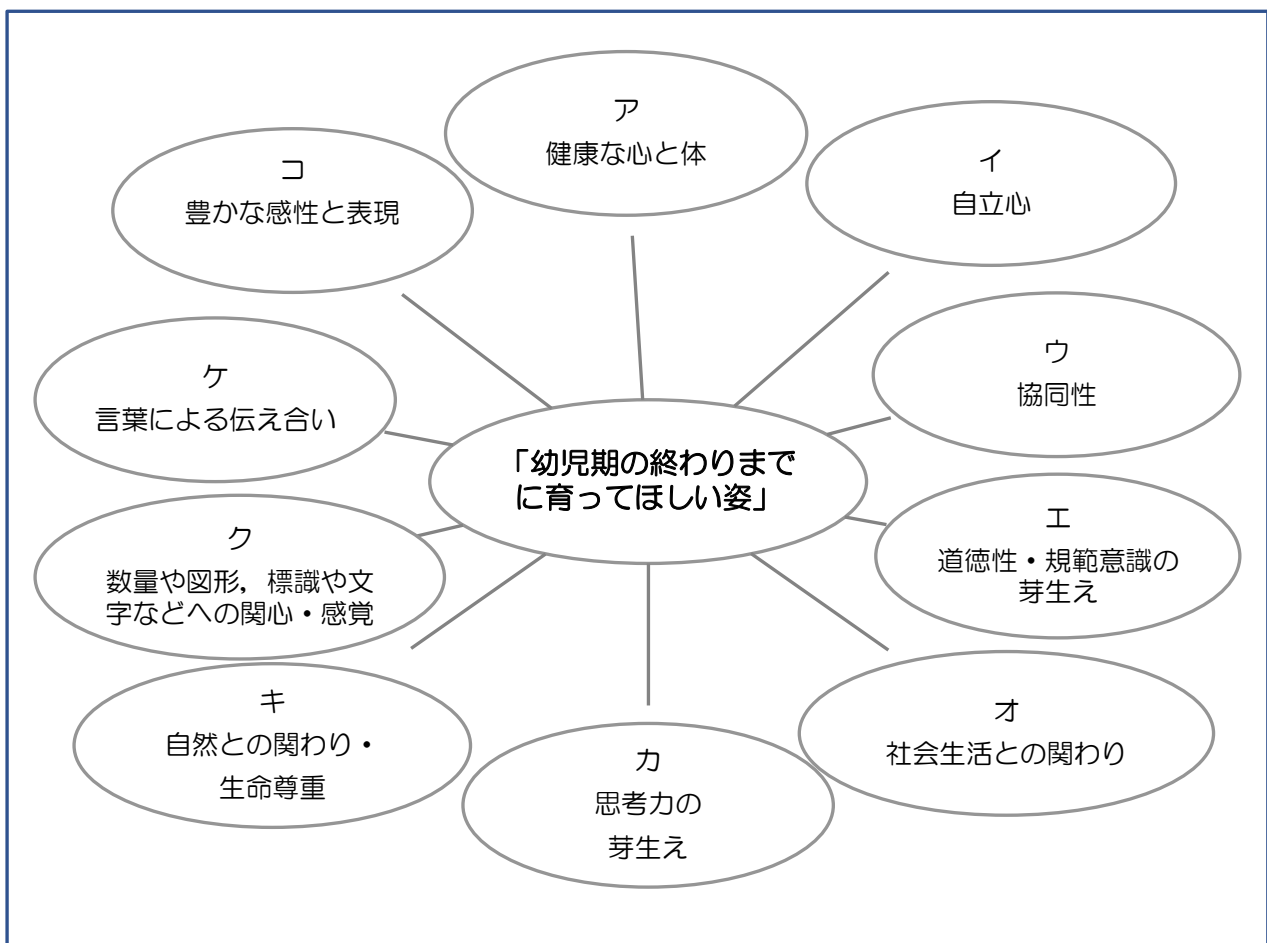
職員の資質・専門性の向上

・職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化や職員研修などについて充実が図られるとともに、研修の実施体制において「職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」と明記された。

⇒ 保育士のキャリアパスと研修体系を構築し、職員の資質・専門性の向上のために、組織として取り組む。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより育むべき資質・能力として、5歳児の後半に見られるようになる姿としています。
- ・保育士は、遊びの中で幼児が発達していく姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて、児童一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり、必要な援助を行ったりするなど、保育を行う際に考慮することが求められます。



2. 位置付け

宇都宮市次世代育成支援行動計画「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本施策「すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実」を推進し、保育サービスの質の向上を図るための具体的な方向性を示すものです。

3. 計画期間

本アクションプログラムの計画期間は、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」との整合性を図るため、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜改定します。

4. 保育の質を高めるための基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

保育の質の向上を図るには、保育に関わる保育士、看護師、調理員、栄養士等全ての職員がその資質を向上させることが大切です。特に保育士は、毎日の保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていくことが求められています。

同時に、子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮して保育を行うためには、職員の人間性や責任の自覚などの資質を高めていく必要があります。

また、保育所の職員は、子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから、特に高い倫理観が求められます。

保育士については、全国保育士会において、「全国保育士会倫理綱領」が定められており、この倫理綱領では、保育士の職務における行動の指針が示されているところ です。

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所では、全職員が各々の職務内容に応じた高い専門性をもって保育を行うことが求められ、それぞれの職員が、保育の内容等に関する自己・外部等の評価を通じて課題を把握し、保育所全体でその課題等を共有しながら、それぞれの専門性を生かし協働で対応していく必要があります。

保育所全体の保育の質を向上させていくためには、一連の取組が組織的かつ計画的・継続的に進められていくことが重要であり、そのためのマネジメント機能が各保育所において強化されることが求められています。

Ⅱ 保育の質の向上に関する施策の展開

本プログラムでは、「前アクションプログラム」における基本施策を継承し、以下の4つの基本施策により、具体的な取組を推進します。

基本施策 1	保育実践の改善・向上
基本施策 2	子どもの健康と安全確保
基本施策 3	保育士の資質・専門性の向上
基本施策 4	保育を支える基盤の強化

基本施策 1 : 保育実践の改善・向上

(1) 園の特性を活かした創意工夫のある教育・保育の実施

【現状と課題】

- 平成29年3月の保育所保育指針改定において、保育所が「幼児教育を行う施設」として明確化されるなど、これまで以上に保育所における0歳から2歳児までの教育・保育の重要性が高まっています。

また、幼児教育に共通する「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という新たな視点が示されたことなどを踏まえ、各園の特性等を活かしながら、創意工夫のある教育・保育を行うとともに、保育所と保護者や地域が相互理解を図りながら教育・保育を進められるよう、保護者等に対して教育的効果を発信していく必要があります。

【方向性】

- 幼児教育に共通した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、各園の特性等を最大限活用しながら、創意工夫のある教育・保育を行います。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">保育所保育指針に基づく保育実践事例の周知や、幼児教育に共通する「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育に対する研修会等を開催する。
保育所	<ul style="list-style-type: none">保育所保育指針に基づき、園の特性を活かした創意工夫のある教育・保育を実施する。保育活動がどういう形で児童の育ちに貢献しているか、園での教育効果を保護者や地域に向け発信する。

(2) 保育実践の改善及び質の向上の推進

【現状と課題】

- ・ 様々な保育現場において、園長をはじめ、職員全員の参画の下、児童一人一人の発達過程に応じ、保育所保育指針に基づく保育実践（環境を通して行う保育，養護と教育の一体性，健康・安全の確保等）の充実に向けた取組を日常的に行うことが重要であり，特に保育士は，毎日の保育実践とその振り返りの中で，専門性を向上させていくことが求められています。
- ・ 国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づいた「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において保育所における自己評価を義務付けていますが，実施園が全体の約7割にとどまっています。

また，外部の評価（第三者評価）を受けることも努力義務としていますが，受審が進んでいないため，全ての保育所等において自己評価の実施を行うとともに，保護者アンケートや，公開保育を活用し第三者の評価を得ることや，保育実践に対する優れた取組や改善点について参加者と共有し，保育の質を高め合うための取組が必要となっています。

【方向性】

- ・ 「保育所における自己評価ガイドライン改定版」の活用や公開保育を活用した保育実践の改善及び質の向上を推進します。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">・ 「保育所における自己評価ガイドライン改定版」の周知，及び活用を推進する。・ （新）公開保育を実施するための支援を行い，公開園と参加者が学び合える環境を作るとともに，日常においても，施設間で相談し合える関係性を構築する。・ 第三者評価受審の効果を周知するとともに，受審に向けた相談，支援を行う。
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ 第三者評価や保護者アンケートの実施，公開保育を通じた外部評価を用いるなど，外部の視点を導入し，保育の質の向上につなげる。

(3) 小学校教育との円滑な接続

【現状と課題】

- 平成29年3月に、小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時に改定され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が全ての要領・指針等において明示されました。保育所においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置き、児童一人一人の発達に必要な体験が得られるような環境設定や必要な援助など、指導を行う際に考慮することが求められています。
- 一方、小学校においては、保育所から小学校への移行を円滑にするための取り組みが求められており、特に入学当初においては、スタートカリキュラムを編成し、弾力的な時間割の設定などが行われています。小学校との連携においては、保育所の生活を通して一人一人の児童が育ってきた保育所から就学先となる小学校へ、児童の育ちを支える資料として「保育所児童保育要録」の送付や、地域の小学校と子ども同士の交流の機会を設けるなどの連携を図っていますが、小学校との円滑な接続に向け、これまで以上に小学校との連携の充実を図る必要があります。

【方向性】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">保育所と小学校との円滑な接続に向けた取り組みの充実・強化に努めます。 |
|--|

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">(新) 県の「とちぎの幼小カリキュラム接続プロジェクト」を活用し、教育委員会と連携を図り、小学校や保育所の教育・保育の特徴を理解するための研修会等を開催する。
保育所	<ul style="list-style-type: none">研修会や小学校との交流、小学校教諭との意見交換などを通し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどにより連携を図り、保育所と小学校との円滑な接続を図るよう努める。

基本施策2：子どもの健康と安全確保

(1) 虐待の早期発見及び支援，関係機関との連携強化

【現状と課題】

- ・ 少子化や核家族化，地域におけるつながりの希薄化が進行する中，子育てをする上で孤立感を抱く保護者や，子どもへの適切な関わり方・育て方について，身近に相談・助言を求める相手がないことから，子育ての悩みや負担感を持つ保護者が顕在化しています。こうした保護者に対し，これまでも子育て相談を行うとともに個別の働きかけを行い，児童の心身の状態等を観察し，不適切な養育の兆候が見られる場合は，関係機関と連携するなど虐待の早期発見に努めていますが，虐待が疑われる家庭や育児不安を抱える保護者が増加傾向にあることから，表面化しづらいケースについても，早期に発見し対応する必要があります。

【方向性】

- ・ 虐待の早期発見・支援のため，その知識や方法等を周知するとともに，関係機関との情報の共有化を行い，連携強化を図ります。

【具体的な取組】

行政	・ 「学校，教育保育施設における児童虐待防止・対応の手引き」「児童虐待早期発見のためのチェックリスト」を周知し，保育所等で早期に対応できるよう支援する。
保育所	・ 「児童虐待早期発見のためのチェックリスト」等を活用し，早期発見・予防に努め，関係機関と連携を図りながら児童と家庭を支援する。

※参考 「学校，教育・保育施設における児童虐待防止・対応の手引き」（宇都宮市）

(2) 適切な環境及び衛生管理

【現状と課題】

- ・ 乳幼児期の児童が、毎日長時間にわたり集団で生活をする場である保育現場では、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、保育室等の衛生管理や、児童が清潔を保つための衛生面の指導などに細心の注意を払い、感染症予防に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症による新たな感染症の発生により、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応が求められています。また、食中毒の予防においても、食器や、備品の消毒を行う等、衛生管理を十分徹底することが重要であることから、職員は衛生知識の向上に努める必要があります。
- ・ 家庭や地域における子どもの生活環境や生活経験の変化・多様化により、慢性疾患児や、医療的ケア児、食物アレルギーをはじめとするアレルギー疾患児など、健康支援が必要な児童の入所や相談が増えていることから、児童に対する適切な対応と保健的で安全な保育環境の維持・向上を図る必要があります。

【方向性】

- ・ 保育環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備等の衛生管理に努めます。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">・ 国の感染症ガイドライン等の最新の情報を提供し、公立保育所で作成している「ノロウイルス対応マニュアル」等を配布するなど、具体的な対応方法について支援する。・ (新)感染症流行の長期化を見据え、備蓄すべき衛生用品等の目安となるリストを作成し周知する。
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ 各種マニュアルを活用し、日頃から清掃や衛生管理を心掛けるとともに、感染症流行の長期化を見据えた衛生用品等の備蓄を行う。

※参考

「大量調理施設衛生管理マニュアル」	(厚生労働省)
「保育所における感染症対策ガイドライン」	(厚生労働省)
「幼稚園・保育所のシックスクール問題対応マニュアル」	(宇都宮市)
「教育・保育施設における食物アレルギー対応マニュアル」	(宇都宮市)

(3) 慢性疾患児や医療的ケア児等に対する安全な保育環境の確保

【現状と課題】

- ・ 近年、医療の進歩や社会環境の変化に伴い、慢性疾患をもちながら家庭や地域で生活している児童や、医療的ケアを必要とする児童が増加し、保育所でも慢性疾患をもつ児童が集団生活を送っていることや、医療的ケアを必要とする児童の入所相談が増えています。
- ・ 保育所における慢性疾患への対応として、児童の疾患に起因する身体状態の変化を観察し、早期に対処することが必要となることから、児童の主治医と連携し、予想しうる病状の変化や必要とされる保育の制限等について全職員が共通理解を持ち、児童に合わせた保育を計画するなど個別的な配慮を行っています。
- ・ また、医療的ケア児については、児童の主治医と連携し、医師が作成するケアの内容や手順等を示した「指示書」に基づいて、保育園看護師が医療的ケアを行っていますが、受入については、一部の園のみとなっています。引き続き、慢性疾患児や医療的ケア児に対する理解を深め、より身近な園で児童の状態に合った安心・安全な保育環境を整備し、受け入れを促進する必要があります。

【方向性】

- ・ 慢性疾患児や医療的ケア児に対する理解を深め、全ての児童が安心・安全に生活できる保育環境の整備に取り組みます。

【具体的な取組】

行政	・ 受け入れに向けた各種補助制度を周知するとともに、理解促進のための研修や実践事例研修を開催し、より多くの施設で受け入れてもらえるよう支援する。
保育所	・ 慢性疾患児や医療的ケア児に対する理解を深め、関係機関と連携し、医療的ケア児等に対する安心・安全な保育環境を提供する。

※参考 「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」(宇都宮市)
「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」(厚生労働省)

(4) 事故防止及び安全対策の強化

【現状と課題】

- ・ 保育中の事故防止においては、睡眠中、プール活動、食事場面等では重大事故が発生しやすいことを踏まえて、場面に応じた適切な対応をすることが重要となっており、児童の状態の把握に加え、保育所内外の安全点検や、環境の維持及び改善に取り組んでいますが、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても異常や危険箇所の有無、工事箇所等を含めて点検し、情報を全職員で共有しておく必要があります。
- ・ また、不審者の侵入など不測の事態に備えた防止措置や避難訓練等を行っており、児童の年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組むとともに、マニュアルの作成や、児童や保護者に対する安全教育に取り組んでいますが、新たに報告される事例をもとに、さらなる安全対策や安全な保育体制を確保する必要があります。

【方向性】

- ・ 危機管理に対する意識を高め、事故防止及び安全対策の強化を図ります。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">・ 国のガイドラインや公立保育所で作成している対応マニュアル等を周知し、マニュアル作成のための支援を行う。・ (新) 道路等の安全点検の実施や、キッズゾーンの設定など、園外活動時の交通安全対策を実施する。
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所内外の安全点検や危機管理に対する意識を高め、事故防止及び安全対策の強化を図る。

※参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
(厚生労働省)

「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」(厚生労働省)

(5) 災害発生時の対応体制の構築

【現状と課題】

- 多くの乳幼児を預かる保育所においては、火災や地震、台風などに備え日頃から避難訓練を実施していますが、近年は、局地的な集中豪雨による水害などの自然災害が頻繁に起こっており、安全や防災に対する社会的意識が高まるなど、さらなる安全な保育環境の確保が求められています。こうしたことから、新たに報告される事例をもとに、随時マニュアルを見直すとともに、地域の実情を踏まえた防災対策を行う必要があります。また、災害が発生した場合の対応について、日ごろから保護者と連携するとともに、万が一災害が発生した場合や保育継続が困難となった場合などを想定し、保育所への支援体制の強化をすることが必要となっています。

【方向性】

- 災害発生時に備え、日頃から安全な保育環境の整備に努め、緊急時の対応体制の構築を図ります。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">安全対策等の研修を実施する。また、危機管理マニュアル作成の相談支援を行う。(新) 公立保育所における被災園支援のための緊急受け入れマニュアルを作成する。災害に備え、備蓄食や衛生用品等の目安となるリストを作成し周知する。
保育所	<ul style="list-style-type: none">様々な場面を想定した実践的な訓練を実施し、備蓄の確認や、職員同士の役割分担、子どもの年齢に応じた避難誘導の方法など、不測の事態に対応できるよう体制を強化する。災害発生時の保護者等への連絡体制及び児童の引き渡し方法の確認など、日頃から保護者との密接な連携に努める。

基本施策3：保育士の資質・専門性の向上

(1) 特別な配慮（医療的ケア児・外国籍の児等）を必要とする児童及び家庭に対する適切な個別支援

【現状と課題】

- ・ 外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭など特別な配慮を必要とする家庭などでは、社会的困難を抱えている場合も多く、その問題も複雑化、多様化しており個別の支援を行う必要があります。
- ・ 医療的ケア児等、特別な配慮が必要な児童については、障がいや発達上の課題は多様であることから、児童の発達過程や心身の状態を把握し、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開することが求められていることから、保護者や関係機関等と連携し、児童の成育歴や各家庭の状況に応じた具体的な支援を行う必要があります。

【方向性】

- ・ 特別な配慮（医療的ケア児・外国籍の児等）を必要とする児童及び家庭に対する理解を深め、適切な個別支援を行います。

【具体的な取組】

行政	・ 専門職による保育所訪問や相談事業を継続し、保護者、保育所、関係機関との連携を支援する。
保育所	・ 保育所訪問や相談事業を活用し児童への理解を深め、関係機関との連携を通じ、児童への配慮や環境面での工夫や支援のあり方について助言を受けるなど、特別な配慮を必要とする家庭及び児童に対する保育の専門性の向上を図る。

(2) 保育所内外の研修の充実

【現状と課題】

- ・ 保育士は、専門的知識および技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、常に自己研鑽に励み必要な知識及び技能の習得に努めなければなりません。併せて、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育等に要する費用の額の算定において、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設され、加算の要件に研修の受講が課されることになり、国においては、保育士等キャリアアップ研修ガイドラインを策定し、職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修体系が整備されました。こうしたことから、保育所職員が自身のキャリアを考え、自らの職位や職務に合った能力を身に付けるための外部研修が受講できるようキャリアアップ研修受講促進と、受講しやすい環境の整備をする必要があります。

また、保育の質の向上に向け、認可外保育施設職員や保育士資格を持たない職員への研修など様々な職員に対して、バランスよく研修の機会を提供する必要があります。

【方向性】

- ・ 各職員が必要な知識及び技能を身に付けられよう、職位や職務に応じた研修機会の充実を図ります。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">・ キャリアアップ研修受講のための働きかけや、受講しやすい環境を整備する。・ 国のキャリアアップ研修の対象となっていない職員に対する研修を加えて研修体系に基づく研修会を実施する。<ul style="list-style-type: none">（新）実習指導者，資格を持たない職員（保育補助者）研修（新）認可外保育施設職員対象研修，クレーム対応研修（新）ICTの推進に向けたリテラシー研修 等
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ 保育者としての基礎的要素やキャリアステージで求められる資質・能力を踏まえ計画的に研修を受講する。・ 園内研修を実施し，資質・能力の向上を図るとともに，園全体の組織力を高める。

基本施策 4：保育を支える基盤の強化

(1) 保育士の業務改善及び精神的負担の軽減

【現状と課題】

- ・ 保育ニーズの増加により、保育の受け皿を支える保育人材が不足している中、保育士の業務が、児童の教育・保育のほか、児童の成長記録や指導計画の作成、乳児の睡眠中の定期的な確認と記録をはじめとした安全な保育環境の確保に向けた取組や、保護者対応など多岐に渡り業務負担が増加しています。

保育士の確保と定着を図るには、保育士の業務の効率化を含む働きやすい環境を整備するとともに、精神的負担を軽減し、職員の就業意欲を向上させる必要があります。

【方向性】

- ・ 保育士の業務改善及び精神的負担を軽減し、働きやすい環境の整備に取り組みます。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">・ (新) 保育業務支援システムや、ベビーセンサー導入の効果について情報発信を行い、補助事業を活用して ICT 化に向け支援する。・ (新) ICT 推進に向けたリテラシー研修を実施する。
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ ICT を活用するなど、保育士の業務の改善を図り、児童と向き合う時間を確保し、保育の質の向上につなげる。

(2) 保育従事者の確保・育成

【現状と課題】

- ・ 保育所においては、将来の保育の担い手となる学生の保育実習の受け入れを行っており、より効果のある実習が実施できるよう指導に努めていますが、一般企業等に進路を変更する学生が一定の割合で存在しています。将来の保育士確保に繋げるためには、保育士を目指す学生の志を大切にし、人材を育成する必要があることから、実習生に対し適切な助言や指導法を身に付けるため、保育実習指導者のスキルアップに向けた研修等の機会を確保するとともに、保育士の仕事の魅力を発信していく必要があります。

【方向性】

- ・ 保育実習指導に対するスキルを高めるとともに、保育の仕事の魅力を発信し、保育従事者の確保・育成に取り組みます。

【具体的な取組】

行政	<ul style="list-style-type: none">・ (新) 保育実習指導者研修会や保育の魅力を伝えるための保育所職員と学生との対話型研修会等を実施する。・ (新) とちぎ保育士・保育所支援センターや指定保育士養成校と連携した実態調査を実施する。
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ 保育実習生に対し、適切な指導法を身に付ける・ 保育所職員と学生との対話型研修等を活用し、保育の魅力を発信する。・ 実態調査の結果を踏まえ、働きやすい環境整備などを実施する。

(3) 保育所の専門性を生かした子育て支援

【現状と課題】

- ・ 保育所においては、地域の協力・理解を得ながら、地域の人々と共に子どもの育ちを支えていくことが重要となっており、世代間交流の観点から、小・中学校などの生徒の職場体験や実習の受入、高齢者との交流など、地域の実情に応じた様々な事業を行っています。
- ・ また、子育て支援については、関係機関や地域人材との連携、協働の下、保育所が社会資源としてその専門的機能を地域住民のために活用することが期待されていることから、開かれた保育所運営を行い、保育所の専門性を生かした子育て支援を積極的に行っていく必要があります

【方向性】

- ・ 保育所が地域に開かれた社会資源として、関係機関や子育て支援に関する地域の人材と積極的な連携を図り、子育て支援を推進します。

【具体的な取組】

行政	・ 市民に対し、機会を捉え保育所の役割等について広報するとともに、専門的な人材や、地域の多様な人材の活用について支援する。
保育所	・ 保護者や地域住民などが保育に参加・参画していく機会を広げ、保育所への理解を深めるとともに、園児及び地域の保護者に対する積極的な子育て支援を推進する。

保育所等職員研修体系

1 園内研修

2 キャリアアップ研修

3 外部研修

(1) 宇都宮市保育課主催研修(社会福祉教育研修)

種別	研修名	ねらい	内容
専門分野別研修	乳児保育研修	乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養う。	・乳児の発達に応じた保育内容など
	保育内容研修	保育に必要な専門的知識及び技術を習得し、実践的な力を養う。	・小学校との連携 ・ <u>情報リテラシー</u> ※ など
	発達支援児保育研修	発達支援児保育に関する理解を深め、適切な保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた発達支援児保育を行う力を養う。	・障害の発達援助 ・グループワーク など
	保護者支援・子育て支援研修	保護者支援・子育てに関する理解を深め、適切な支援を行う力を養う。	・保護者支援の意義 ・地域における子育て支援 など
	健康と安全研修	健康と安全対策に関する理解を深め、子どもの重大事故の予防と事故後の適切な対応を行うことができる力を養う。	・アレルギー疾患の理解 ・事故防止及び安全管理 ・虐待防止 など
	衛生管理研修	衛生管理に関する知識を深め、個々の子どもの衛生的な環境を構成する力を養う。	・保育所における感染症対策 など
階層別研修	施設長・主任保育士研修	保育所等の管理的職員としての役割と責務を再認識するとともに、運営に必要な知識を学び、自園の円滑な運営を行う力を養う。	・マネジメントの理解 ・ <u>実習指導</u> ※ など
	新任保育士研修	保育の基礎的な知識及び技術を習得し、日常的な保育を円滑に行う力を養う。	・指導計画に基づく保育実践 など
	認可外保育施設・ <u>保育補助者研修</u> ※	保育の実施に必要な知識及び技術を習得し、保育従事者の資質の向上を図る。	・実技（制作・リトミック） ・保育倫理 など

※アクションプログラムⅡ策定により拡充されたもの

(2) 公開保育

(3) 各種団体主催研修

（日本保育協会・全国保育協議会・全国私立保育園連盟・栃木県保育協議会・中央地区保育研究会など）

4 自主研修